

[各論 I] 定額減税と賃上げ促進税制が柱の24年度税制改正

片桐 正俊

中央大学名誉教授

24年度税制改正は、個人所得税・個人住民税の定額減税と賃上げ促進税制の拡充の2つが柱で、あとは小粒の減税のオンパレードとなった。24年度税制改正による国税の減収見込み額は平年度ベースで2兆9010億円、そのうち、定額減税が2兆3020億円(79.4%)、賃上げ促進税制の拡充が3460億円(11.9%)の見込みである。残り2530億円(8.7%)が小粒の減税を合せた分である。

何故24年度税制改正はこのような減税突出の改正となったのか。2024年以降とした防衛費増額の財源に充てる法人、所得、たばこ3税の増税予報、政府税制調査会が6月に公表した中期答申における退職金税控除の見直し、10月からのインボイス制度導入による消費税増税等を背景に、岸田首相が「増税メガネ」と揶揄され、物価高の中の「サラリーマン増税」の批判による支持率低下を恐れて、減税路線に走ったからである。

24年度税制改正の減税措置は、11月に公表された政府の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」推進の重要な梃子となっている。「令和6年度税制改正の大綱の概要」には、24年税制改正の目的が次のように書かれている。「賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行う。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生

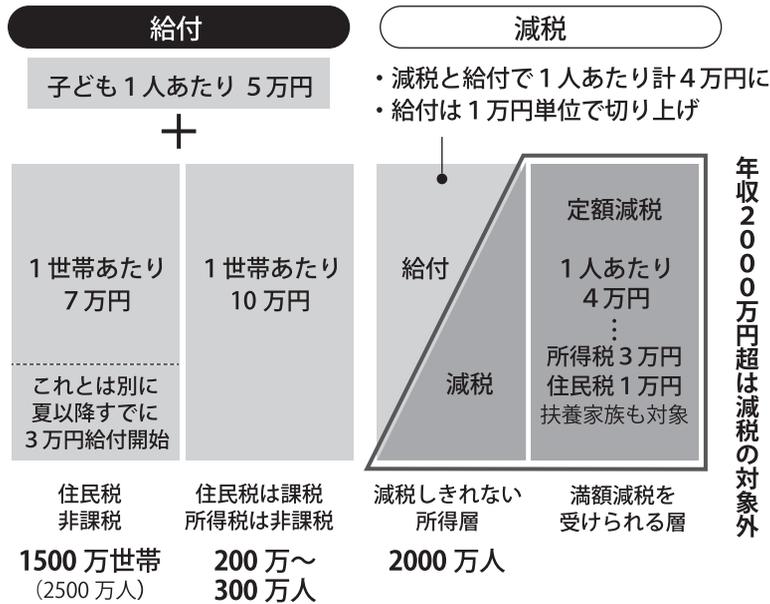
産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置を講ずる」等々。

では、個別改正は別にして全体として、24年度税制改正のどこが問題なのか。第1に、24年度末の公債残高は1105兆円(GDP比180%)と予想され、また長期金利上昇で公債費も膨らむと想定される中で、25年度基礎的財政収支黒字化という財政再建目標を堅持するというのであれば、当然に税制の財源調達機能の強化を図らねばならない。岸田政権はそれに背を向けバラマキ減税に執着したのに、国民の大半はそれを評価せず、皮肉なことに支持率は低下することになった。

第2に、岸田首相は、24年度税制改正の減税を国民への税の還元と称したが、減税財源に充てる予定の税収は既に使用済みで残っておらず、結局減税財源は赤字国債に頼らざるを得なくなった。

第3に、24年度税制改正の諸減税は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」推進の手段と位置づけられているが、諸減税それぞれの経済押し上げ効果、所得再分配効果等についての推計が全く公表されておらず、選挙目当てのバラマキ政策としか国民の目には映らない。米国では、超党派の議会予算局(CBO)や有力シンクタンクが、議会で提案され予算化された法案の費用対効果分析の結果を多く公表していて、より客観的に国民が政策評価をしやすくなっており、日本でも国会に超党派のそのような機関が必要ではないか。

図1 定額減税と給付の仕組み



(出所)『朝日新聞』(朝刊) 2023年12月15日。

第4に、岸田政権の「負担増」回避の姿勢の結果、扶養控除等の見直しや防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については決定が先送りとなった。

主な個人所得課税の改正

(1) 所得税・個人住民税の定額減税

定額減税は、それに該当しない低所得者に対する給付とともに実施される。それを図解すれば図1のようになる。

「大綱」によれば、24年6月より1人当たり4万円(所得税3万円と住民税1万円)の定額減税を実施する。扶養家族も対象になる。したがって納税者本人と配偶者、子供1人の3人家族の場合12万円の定額減税となる。年収2000万円を超える富裕層は減税の対象外となる。

住民税が非課税の低所得の1500万世帯には1世帯当たり7万円を給付する。住民税は課税、所得税非課税の世帯には、23年3月の物価高対策で決定済みの3万円の給付金と合せて、10万円を現金給付する。これらの世帯にはこれとは別に、18歳以下の子供1人当たり5万円を追加給付する。

この定額減税については幾つも疑問が出されて

いる。第1に、所得税減税に関し、岸田首相は「税収増の還元」というが、自民・宮澤税調会長は「税収を全部使った上で赤字国債を発行しているのだからそれは還元ではない」旨の発言をしている。第2に、政府は直面する物価高への対策として定額減税を打ち出したのであるが、物価高に最も苦しんでいる低所得世帯にとって、所得減税の恩恵は少なく、しかも実施されるのは24年6月なので、政府対応では遅すぎる。第3に、日本経済の需要不足が解消する中では、所得減税や給付金はインフレ圧力を高める可能性もある。第4に、東日本大震災に伴う復興所得税の税収が減る可能性がある。復興所得税は所得税の税額に一律2.1%を上乗せしており、定額減税が実施されると、約500億円の減収となる見込みである。これへの対応策が何も決まっていない。

(2) ストックオプションの利便性の向上

ストックオプション(株式購入権)を行使した場合に、通常なら最大55%の税率のところを税優遇(20%の税率適用)が受けられる権利行使価格の上限を年1200万円から3600万円に引き上げる。資金をはじめ経営資源の乏しいスタートアップ企業において、ストックオプションが有効な人材確保手

段の1つとして普及していることを根拠に、それを支援する観点から、年間の権利行使価格の限度額を引き上げる。

ただ、一方で年間所得2000万円以上の富裕層に定額減税を行わないことにより、他方で権利行使価格の上限を大幅に引き上げ、富裕層を大幅に税優遇することに疑問を持つ向きもある。

(3)住宅ローン控除の拡充

(子育て支援税制の先行対応)

住宅ローン減税は、資金を借りて住宅を新築するか、増改築をした時に、最大13年間各年末の住宅ローン残高の0.7%分を所得税や住民税から差し引く制度である。

政府は22年度税制改正で、住宅ローン控除の限度額の上限を24年以降引き下げること決めていたが、24年限りの措置として、環境性能の高い住宅を取得する子育て世帯と、夫婦どちらかが39歳以下の世帯に対して、上限を維持することになった。すなわち、長期優良住宅など認定住宅は5000万円、ZEH水準省エネ住宅は4500万円、省エネ基準適合住宅は4000万円である。

住宅ローン控除のこの1年間の特例措置は、政府が進める「異次元の少子化対策」の一環として、子育て世帯や若い夫婦に限って、住宅価格の高騰や金利上昇の折から彼らの生活支援につなげようとするものである。

ただ、子育て世帯や若い夫婦にとって、住宅ローン控除の限度額の上限が現状維持のままでは、住宅価格の高騰や金利上昇を気にせず、住宅の新築や増改築に積極的になれるのか疑問であり、「異次元の少子化対策」の一環というなら、現状以上の好条件の住宅ローン控除制度を提案する必要があるのではないかと。他方、それら以外の世帯に対して、住宅価格の高騰や金利上昇の環境下において、あえて住宅ローン控除を縮小して支援水準を下げる必要があるのだろうか。現行の住宅ローン控除の水準を維持すべきではないか。

主な法人課税の改正

(1)賃上げ促進税制の強化

賃上げ促進税制は、企業が賃上げを行った場合、賃上げ率に応じて、給与総額の増加分の一部を法人税額から差し引いて減税する制度である。24年度税制改正では「物価上昇を上回る賃上げ」に向けて、給与増の優遇区分を図2の「新設」のように見直し、23年度末期限の賃上げ促進税制を大幅に拡充し、3年延長する。

給与増の優遇区分の見直しについて述べる。これまで大企業の場合、給与総額が前年比3%以上増えれば給与増加額の15%を、4%以上なら25%を法人税額から差し引けたが、24年度改正でそれぞれの控除率を引き下げ、給与増加額に5%と7%の基準を新たに設け、控除率をそれぞれ20%、25%とする。資本金1億円超、従業員2000人以下の中堅企業は、給与総額を3%または4%以上、中小企業は1.5%または2%以上増加させれば優遇を受けられる。さらに、子育て支援・女性活躍や教育訓練経費の増加に力を入れている企業には、税額控除率を5%上乘せする。中小企業には、賃上げしても赤字だった場合に優遇枠を5年間繰り越せるようにする。

この賃上げ促進税制の見直し案について2点問題を指摘しておこう。第1に、24年度税制改正では、以上のように、給与増の優遇区分をかなり見直しており、政府としては、23年春闘以上の賃上げを期待しているのは間違いない。ただ、23年の春闘では連合の集計でこれまでにない平均3.58%の賃上げを実現したものの、物価の伸びの方がそれを上回り、実質賃金マイナスの状態が続いている。したがって、問題は、新たな賃上げ促進税制の3年間に、毎年の春闘で物価高を上回る賃上げを実現できるかどうかである。上述のような給与増の区分の見直しで実質賃金がプラスに転じる見通しとなる推計を政府は国民の前に提示すべきで、それを何もせずに、現状改善による願望だけ述べても、国民を納得させることはできないのではないかと。

図2 賃上げ減税を拡充する

賃上げ率		控除率	上乗せ		合計控除率の最大値
大企業	3%	10% (15%)	の増加 教育訓練費	女性活躍 子育て支援	
	4%	15% (25%)			
	5%	20%	+5%	+5%	
	7%	25%	+5%	+5%	
中堅企業	3%	10%	+5%	+5%	35%
	4%	25%	+5%	+5%	
中小企業	1.5%	15% (15%)	+10%	+5%	45%
	2.5%	30% (30%)			

カッコ内は現行の数値

赤字でも5年間繰り越し可能

(出所)『朝日新聞』(朝刊) 2023年12月15日。

第2に、賃上げ促進税制は現金給与総額の増加率を基準に控除率を決めているが、基本給を基準に控除率を決めないと、賃金引上げ効果も限定的なものにとどまるのではと考える。

(2) 戦略分野国内生産促進税制と

イノベーションボックス税制の創設

① 戦略分野国内生産促進税制の創設

経済安全保障上国内で安定的に生産することが望ましい戦略分野のうち、生産段階でのコストが高い事業の国内投資を強力に促進するために、新たに戦略分野国内生産促進税制を創設する。対象は、半導体、電気自動車(EV)、グリーンスチール、グリーンケミカル、次世代の航空燃料(SAF)の5分野である。これらの分野の戦略物資を生産する企業に、生産・販売量に応じて10年間にわたって法人税から一定額を控除する。企業の法人税額に占める控除の上限は半導体が20%、その他が40%とした。ただし、一定の賃上げや設備投資をしていなければ優遇税制を適用しない。

② イノベーションボックス税制の創設

わが国のイノベーション拠点の立地競争力を強化するために、国内で自ら研究開発した知的財産権(特許権、AI関連のプログラムの著作権)から生ずるライセンス所得や譲渡所得を対象に、その30%を課税所得から7年間控除できるイノベーションボックス税制を創設する。ただし、類似の研究開発税制を見直し、試験研究費が減少した場合に控除率を引き下げる。

さて、戦略的分野国内生産促進税制にせよ、イノベーションボックス税制にせよ、その創設の目的は理解できるが、果してその目的に適うような成果を挙げることができるのか、疑問なしとしない。というのは、法人実効税率は年々引き下げられ、現在29.74%にまでなっているのに、企業の内部留保は増えるばかりで、今や555兆円に上り、投資に回っていない上に、安部政権以来企業の投資を促そうと、2014年度生産性向上設備投資促進税制、2017年度地域未来投資促進税制、2018年度IOT税制、2020年度5G導入促進税制、2021年度X投資促進税制、2021年度CN投資促進

税制等を創設してきたが、目立った成果を挙げてきたという報告を聞いたことがない。2024年度創設の戦略分野国内生産促進税制は10年、イノベーションボックス税制は7年と、投資減税の実施期間はこれまでの投資減税の実施期間2～3年と比べて、大幅に延長されているが、果してそれでこれまでにない目立った投資効果を生み出すことができるのであろうか。アベノミクス下で創設され展開されてきた投資減税の実績をしっかりと検証し、その上で新たな投資減税の仕組みを考え、かつその投資減税の費用対効果を推計し、成果予測を公表してもらいたいと思う。

扶養控除等の見直し

24年12月から高校生年代にも所得制限なしに児童手当が月1万円支給されることに伴い、16歳から18歳までの子供がいる世帯に適用される扶養控除が縮小される。所得税の控除額は26年以降38万円から25万円に、住民税は27年度以降33万円から12万円にそれぞれ引き下げられる。扶養控除は中学生以下では廃止されており、制度のバランスを取るためである。扶養控除の縮小により、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す改正について、2025年度税制改正において結論を得る。

政府が試算したところ、高校生の年代にも児童手当が月1万円支給されれば、全ての所得層で児童手当の支給額が扶養控除縮小に伴う所得税と住民税の増加分を上回った。夫婦片稼ぎ、高校生が1人いる世帯では、手取り額は世帯の収入に応じて3.9万円～12万円増える。

この児童手当の支給対象を高校生に拡大するのに伴う扶養控除の縮小についても幾つか疑問が出されている。第1に、政府は中学生以下には扶養控除がなく制度のバランスを取るために扶養控除の縮小を図ると言うが、児童手当の財源確保という「増税メガネ」で見た判断が働いているのではないか。第2に、政府は扶養控除の縮小で負担が増えても、児童手当の支給額がそれを上回るので、負

担増にならないと説明するが、そのことでもって「次元の異なる少子化対策」にすることができたと胸を張れるような水準ではないということである。第3に、扶養控除の縮小によって、高校無償化(高等学校等就学支援金制度)の所得制限(私立高校年収約510万円、国公立高校年収910万円)等に引っかかって、その恩恵に浴せない世帯が出てきそうである。

なお、未婚のひとり親を対象とする「ひとり親控除」は拡充する。所得制限を500万円以下から1000万円以下に引き上げる。所得控除については、所得税は26年以降35万円から38万円に、住民税は27年度以降30万円から33万円に引き上げる見通しである。

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

政府は22年12月に23-27年度の5年間の防衛費の総額を43兆円とする方針を決定した。財源は従来の防衛費額26兆円を差し引いた17兆円の増額とし、法人、所得、たばこの3税を増税し、27年時点で計1兆円超を確保することにした。複数年かけて段階的に増税する予定であったが、防衛増税の実施については、23年度税制改正大綱に「27年度に向けて複数年かけて」「24年以降の適切な時期」とだけ記されただけであった。そこで当初、政府は24年中に増税開始時期について結論を出す予定でいた。ところが、政府は減税を強く打ち出し、増税批判を回避するために、24年度からの増税開始を見送った。さらに、24年度税制改正大綱でも25年からの増税開始を明示せず、「適当な時期に必要な法制上の措置を講ずる趣旨」を24年度の税制改正関連法案の附則に明記するだけで述べている。

防衛力強化に係る財源確保の増税措置の問題点については、『生活経済政策』No.313(2023年2月号)で詳細に検討しているので、ここでは再説しないが、次の点だけ述べておこう。要するに、岸田政権は、防衛力の内容、予算、財源を一体で議論すると言いながら、内容について十分な検討もせず、

国民的議論のないままに、防衛費の対GDP比2%という「規模ありき」の予算を先に決め、それに必要な財源を思いつきで大急ぎでかき集め、不安定な防衛財源案を公表した。それだけに問題が多い。

このまま増税の恒久財源が決められず、決定されている防衛費増額分の執行が迫られて来るならば、結局国債発行頼みの財源確保となり、財政危機を招くことになりかねない。政府が防衛増税の開始時期を決められないのは、国民が防衛増税に納得していなかったり、あるいは疑問に思っていること

を、支持率低下等で感知しているからである。そもそもが、国民的議論もろくにしないうちに、安全保障政策の大転換を図り、27年度の防衛費をGDP比2%に当たる11兆円規模に「倍増」させたことに問題がある。政府の要求する防衛費水準が過大なのだから、もう一度元に戻って国民的議論を起こし、防衛力強化の内容、予算、財源について国民が納得できる水準にまで引き下げて、合意を得るようにするべきではないか。

(かたぎり まさとし)

